

平成 2 2 年 4 月

第 6 回

災害土砂処理委託調査

特別委員会会議録

4 月 2 1 日 (水)

防 府 市 議 会

平成22年第6回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日 時 平成22年4月21日(水) 午前10時00分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員(15名)

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤 央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田 雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	安 藤 二郎
〃	河 杉 憲 二
〃	木 村 一 彦
〃	重 川 恭 年
〃	田 中 健 次
〃	田 中 敏 靖
〃	土 井 章
〃	藤 本 和 久
〃	松 村 学
〃	三 原 昭 治
〃	山 田 耕 治
〃	山 根 祐 二
〃	山 本 久 江

○欠席委員(0名)

○委員外議員（3名）

久保 玄 爾
斉藤 旭
行重 延 昭

○参考人（2名）

前入札検査室長 安田 節 夫
土木都市建設部長 阿部 裕 明

○出席書記

藤井 一 郎

午前10時 開会

○伊藤委員長 ただいまより、災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。――すみません、御起立ください。よろしく願いいたします。

本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは公開といたします。

議事に入る前にお諮りをいたします。カメラ等での撮影、録音については、参考人の方が入るまでとしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、そのようにいたしますので、報道も含めた傍聴の方は御協力をよろしく願いいたします。

議事に入ります前に、数点御報告をいたします。

本日、資料が新しく配られたものがございます。まず、この厚いものでございますが、クリップでとじてあるやつですね、これが契約業者の許可申請、また更新申請等の添付書類等々でございます。犯歴がどうのこうのとか、そういういろいろ御質問がありましたけれども、そういったものの書類も含まれておると存じます。

なお、個人情報の記載がございますので、これは回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それと、1枚ものの繰越理由と左肩に書かれたA4の1枚ものがございます。これについては、県より繰越の理由を求められて、12月14日に県にこのようにメールをしたと、市からですね、そのメールの内容ということであります。（「何日にしたの」と呼ぶ者あり）12月14日です。

○土井委員 これ、国、県にというて、きのう言いよったあの文書ということですか。国、県へ文書で、理由を文書でどうのこうのって。

○伊藤委員長 うん、そういうことらしいです。

○土井委員 文書じゃないんじゃない、じゃから。

○伊藤委員長 メールでやられた、メールでやったということらしいです。（「12月…」と呼ぶ者あり）14日です。

それで、クリップでとめてある、横に使ってある縦書きの逐条解説編と書いてあるやつでございますが、この理由は、昨日4条か6条かというお話がある中で、市としてはこの4条のところ、まあ条文自体は努めなければならない等々の努力義務があるんですが、解説の1のところを見ていただくと、「1、本条第1項は、市町村の責務を明らかにしている」ということが書かれておるので、市としてはこの4条と、弁護士さんからの回答どおり4条ということで判断をしたということでもあります。

○土井委員 4条で、じゃあ市は頑張るということですね。

○伊藤委員長 そうということですね。あくまでも6条ではなくて4条のほうで判断をしたんですということです。

○土井委員 それなら、まあ直接弁護士に聞きましょう。

○伊藤委員長 はい。（発言する者あり）ちょっと発言は挙手を持ってお願いします。

以上が新しくきょう配られた資料でございますが、何かございますか。

○土井委員 一番最後のページの解説の6条の2の解説ですよ、「市町村みずから処理を行う」「市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上……従って処理を行わなければならない」、初めてここへ出てくるんですよ。これに基づいてない言うのがちゅうかいわからんのじゃけどね。

○伊藤委員長 内容なのかどうなのかわかりませんが、頭の括弧書きのところの「国及び地方公共団体の責務」という部分、それから解説に……

○土井委員 すみません、指導しなければならないとか、職員の教育をしなければならないと書いてあるのであって、みずから運搬して処理をなさいと書いてないんです。

○伊藤委員長 うん。私もそうと思いますが、市の判断はそうだと。

○土井委員 市の判断というのは弁護士の判断でしょう。

○伊藤委員長 弁護士の判断をもって市も同じように判断したと。

○土井委員 弁護士がそういう回答があったというインフォメですから。

○伊藤委員長 そういうことです。はい。あくまでも4条だということでありました。

○松村委員 これ、許可を取ったときの全部の資料なんですか。

○伊藤委員長 そうですね。更新時等の資料も入っております。

○松村委員 経理的なもの全くないんですけど、これはないんですか。

○伊藤委員長 経理的な、要は経営審査というものが出ていましたが、これに関しては出ておりません。

○松村委員 それに対して出してくれって言わなかった。

○伊藤委員長 言いました。出てきていません。これはないということです。

○松村委員 何でそうなるの。そねえ難しい問題じゃないと思うんですけど。

○伊藤委員長 わかりません。事務局、次長、その件については何か説明がありましたか、説明はない。ただ出てこなかった。(発言する者あり) 要はその経営審査のもととなった資料ということです。そういうものがあるんじゃないかと。

○藤本委員 今の件ですが、4条で責務をうたって、6条は処理について、私はうたっておると、いうふうに思います。まあこれは……。

○伊藤委員長 はい。わかりました。ということであります。

それと、昨日質疑が出た中で、所長が答えられなかったというか、何か話がちょっと横に行って答えないうちに終わってしまったものがあったんですが、一つは、ちょっと時系列でいくと、一番最初の9月11日——11日ですね、の法律相談の中で、ふるいを装備した重機による分別により土砂と廃棄物を分けることを検討しているが、この重機が廃棄物処理施設じゃないかと県が言い出しており云々というのがあって、この情報はどこからつかんだかということでありましたが、だれというのは断定できませんが、部長、次長、クリーンセンターの職員、そのあたりの話を聞いたということだということでありました。

同様に、もう一つの3月23日の顧問弁護士への相談の一番最後の部分ですね、このような情報がどこから得たかということも同様でありまして、部長、クリーンセンター所長、職員のあたりだったと思うが、だれかとは記憶していないと。それはメモ書きしたものがあつたので、弁護士さんに相談したという回答でありました。

○土井委員 ちょっと今確認ですが、今3月23日どうのこうのという部分は、丸々黒塗りしてある業者が許可申請の途中であるということについて今おっしゃったわけですか。

○伊藤委員長 そういうことですね。

○土井委員 具体的な会社の名前は出ておるんでしょうが、それもうわさらしいだ、げな

げな話でするわけではないですわね。

○伊藤委員長 ないと思いますが、回答としてはそういう。

○土井委員 ああ、証人喚問せんにゃしょうがない。

○伊藤委員長 はい、ということであります。

○土井委員 そうおっしゃるんなら。

○伊藤委員長 だれから聞いたという特定はできないということであります。

○土井委員 それやったら、そんなことで業者の名前出しちゃあいけんですよ。

それと、もう一つは、最初の県が廃棄物処理施設じゃないかと言出しちよるという分も、部長、次長、職員の話というたって、それは部長、次長、職員はだれから聞いたかというのを聞いたさんにゃいけんわあね。

○伊藤委員長 うん。そこが断定できないんで、そこから先に進めんということあります。

○土井委員 それはわかりました、とりあえず。

○三原委員 もう一度、ちょっと僕はのどりが悪いんで、この1枚の繰越理由と書いてありますね、これは県から繰越理由を求められたときに出した……12月14日。

○伊藤委員長 12月14日、県へメールした内容だということです。

○三原委員 じゃあ、県から設置許可が要るって言ったのが1月22日なのに、これ12月24日ですよ。

○伊藤委員長 12月14日です。

○三原委員 あ、12月14日ですね。県が要ると言ったのは1月22日です。（発言する者あり）

○伊藤委員長 まあ、ちょっと今協議じゃなくて委員会場ですので、確認。（発言する者あり）はい、よろしければこれより議事に入ります。

参考人質疑

○伊藤委員長 本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

本日、本件について安田前入札検査室長と阿部土木都市建設部長に参考人として出席をお願いしております。

なお、委員会各位に申し上げます。本日限られた時間の中で災害土砂処理委託に関する重要な問題について参考人の方に発言をいただくものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げることをないよう御協力をお願いいたします。

これよりカメラ等による撮影、録音を禁止いたします。

最初に、安田前入札検査室長に入室していただきます。

〔安田前入札検査室長 入室〕

○伊藤委員長 安田前入札検査室長におかれましては、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力をよろしくお願いいたします。

これよりの進行についてですが、付託事件ごとに各委員からの共通事項について、私より代表して質疑をさせていただきます。その後、委員より質疑をお願いいたします。

まず、安田前入札検査室長に対する質疑であります。よろしいでしょうか。

○安田前入札検査室長 はい。

○伊藤委員長 まず、入札審査会という言葉が3月25日の本会議の執行部の答弁の中に何度も出てきたわけでありますが、この入札審査会自体は開かれたのか開かれなかったのか、これについてお答えください。

○安田前入札検査室長 本会議で2回ほど審査会を開いたというふうに説明をされておられますが、正式な審査会ではございません。審査会のメンバーで協議をしたことはございます。

○伊藤委員長 はい。じゃあ、その非公式の協議ということですが、これはいつ、それから何度開かれたのでしょうか。

○安田前入札検査室長 2回、2月の5日と2月の15日、2月の5日には私出席しておりますが、2月の15日には出席はしておりません。

○伊藤委員長 はい、わかりました。その記録でございますが、協議内容を記録したというものは残っておりますでしょうか。

○安田前入札検査室長 ございません。

○伊藤委員長 この入札審査会が正式なものが開かれなかったという理由でございますが、防府市建設工事等請負業者選定事務要綱、この中に委託がないということ、それから防府市物品等の調達等に係る事務取扱要領、これに基づいて入札審査会を開催しなかったというように聞いておりますが、この要綱及びこの事務取扱要領、これのどの部分をどういうふうに根拠にして入札審査会を開かなかったか、この御説明ができればお願いいたします。

○安田前入札検査室長 まず、防府市建設工事等請負業者選定事務要綱の中の1条に「建設工事等」とございます。これは、建設工事、それから測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償及び補償業務、補償関係コンサルタント業務、これらを建設工事等と称しております。これらの入札に参加しようとする建設工事等の業者、これの資格とかいうものの審査を行うのが競争入札審査会であろうと。その中の7条で、「競争入札審査会

の審査事項は、次のとおりとする」という中の、6項目ございますが、それに該当しないということと、それから、物品等の調達に係る事務の取扱要領の4の業務委託の手続、その中で、「次に掲げるものの業者選定及び入札の執行については、入札検査室長が行うものとする」という中に入札検査室長が行うもののうち、随意契約、地方自治法の施行令167条の2各号に係るものは適用しないものとするという項を適用しております。

○伊藤委員長 ありがとうございます。私からの代表しての質問は以上でございます。各委員よりの質疑をよろしくお願いいたします。

○土井委員 まずお尋ねをしますが、指名審査会は今まで非公式で開催ということでしたが、非公式で開催されることはたびたびあるのでしょうか。

○安田前入札検査室長 いえ、私の記憶の中では、たびたびというか、記憶にはございません。

○土井委員 この指名審査会は非公式ですよということは、開会宣言というか、審査会の会長が招集したときに、そのことを表現されて入ったわけですか、要するに非公式と決めた理由ですけれども。

○安田前入札検査室長 2月5日に審査会のメンバーで協議をしておりますが、そのときは通常の入札審査会が8時30分から開催をされました。その審査会が完了して終わりました、一応そこで打ち切りました。それから時間を置いて、クリーンセンターの案件、土砂の案件で協議があるので、委員さんだけ協議に参加してくれと、協議をしようということがございましたので、委員だけ、委員長以下6名ですが、それだけ残って、それとクリーンセンターとで協議をしたということでございます。ですから、競争入札審査会では、正式な審査会ではありませんよという宣言はございません。

○土井委員 かなり詳細にその日のことを覚えていらっしゃるようですが、どういう非公式の協議会では協議をされたか教えてください。

○安田前入札検査室長 協議の内容でございますか。

○土井委員 はい。

○安田前入札検査室長 協議の内容ですが、クリーンセンターのほうから土砂の分別について、当初県の許可を必要としないということで、スケルトンバケットによる分別方法、これを考えていたと。ですが、1日の処理能力が5トンを超える分別機器、これは県の許可が必要であると、施設と判断すると、連絡が県から入ってきたということで、当初考えていた市内の建設業の土木の登録業者による分別が困難な状況になったので、どのような発注をしたらいいだろうかとすることに苦慮していたということで、協議をどのようにすればいいかという、協議というか、をしたいということで、クリーンセンターのほうから

そういう説明がございました。それで、そういう説明を受けまして、ほかの方策の検討をメンバーの中でしたわけでございます。

内容については、一般廃棄物の処理施設、これを有している処理業者があるのかということに対しまして、クリーンセンターからは市の一般廃棄物の処理の許可を受けている業者のうち、スケルトン、ロータリースクリーン、これを使用してごみの分別処理業の許可を有しているのは2者いるという説明がございました。それで、防府市のごみの分別の処理の許可を受けている業者であっても、県の処理施設としての許可を有しているのかということに対して、クリーンセンターから、防府市が一般廃棄物の処理業の許可を出した時点では、スケルトン、トロンメル、これは県の設置許可、施設ではなかったもので、当然県の設置許可は有しておらんとという説明がございました。それで、県の設置許可がなければ市の処理業の許可があっても当然処理ができないので、そこを県に確認する必要があると。これ非常に重要なことなので公文書で照会をなさいと、しようと。市の処理業者であり。かつ県の設置許可を有していれば、その業者と協議することができるのではないかと、許可を有していると確認がとれば、その業者と業務ができるかできないか協議することとすると。それから、実際にできないとなれば、できないとなれば、その時点で次の方策を考えようというような協議をいたしました。

○伊藤委員長 許可をとらせて、入札を何とか行うようにしようという方針の協議はなかった。

○安田前入札検査室長 許可をとらせてやるということは、その言葉が出たか出ないかはちょっと記憶にないんですが。

○伊藤委員長 今のその向かっている方向は随契の方向にずっと向かっているわけですね。入札を何とかやろうという話は今の御説明の中ではないですが、そういう意見は出てこなかったということですね。

○安田前入札検査室長 許可を持っておる業者がおるというクリーンセンターの説明がありましたので、許可を持っておる業者がおるのであれば、まずその業者と協議をするのが手順じゃなかろうかと、ないですかという意見は出ました。

○伊藤委員長 県の設置許可はないけども、一般の業の許可を持っているという所を優先しよう。

○安田前入札検査室長 はい。

○伊藤委員長 わかりました。

○安田前入札検査室長 優先するとか、それが手順だと。それで協議をして、協議が例えばできなかったときは次の段階を考えようという内容であったと思います。

○土井委員 それでもって、もういきなり今度は2月15日にそこと契約しますよというのも非常に実は不自然なんですけどね。まあ、それは別として、安田さんは今、僕は何かの書き物を見ないで覚えちよることを言ってほしかったんですけど、結果的には嘉村副市長が議会答弁をされたことと全く同じことを言われたんで、非常にそれだったら必要は全くなくなるんで、あんまりおもしろくないんですが。

そこで、お尋ねしますけれども、そのクリーンセンターの所長以下はすべて最初から入っておったんでしょうか、その会議には。

○安田前入札検査室長 2月の5日の日ですか。

○土井委員 5日です。

○安田前入札検査室長 はい。5日の日は最初から所長と所長補佐、2人が入って説明をしました。

○土井委員 ああ、そうですか。

○安田前入札検査室長 はい。

○土井委員 だとすると、今議事録を持っているんですけども、議事録の4ページから5ページにかけて、まあ4ページの一番最後のほうですけども、「入札審査会におきましては、まだ資格もない、担保のとれないものについて、仮に契約した場合、例えば環境アセスに不備があった、あるいは技術者の配置ができなかったというようなことがあった場合については、契約の不履行になるというおそれもあるということで、大変リスクが大きいねという審査をいたした」と。そのときに、その審査が終わり、大変リスクが大きいねという審査が終わった後、クリーンセンターの所長等を審査会の隣の部屋に待機させておりましたので云々と、こうあるわけですが、じゃあこれは、副市長の答弁は間違っているということですね。

○安田前入札検査室長 最初から2人入っておったと、私は記憶しておりますが。

○土井委員 わかりました。要するに間違った答弁をしておられたというふうに解釈をしておきます。

そこでお尋ねしますが、今防府市建設工事等請負業者選定事務要領の話をして、建設工事、測量、建設コンサルタント、うんだかんだ、うんだかんだというのがありましたが、業務委託でいうと設計業務委託はどうされておりますか。指名審査会にかけてあるかないか。委託なんですけどね、これは。

○安田前入札検査室長 これは、この要綱の中にもありますように、測量、それから建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、これらを称して建設工事等というふうにしておりますので、測量設計は入っております。

○土井委員 ですから、この6つの中のどれになるんですか、その体育館の設計でいえば、体育館の設計でいえば。

○安田前入札検査室長 体育館の設計ということになると、建設コンサルタント業務になるかと思いますが。

○土井委員 まあ、後ちゃんと調べてみましょう。私はとりあえず。

○伊藤委員長 ほかにございませんか。

○田中健次委員 2月5日のその協議の中で、先に業者を決めて、その業者に設置許可をとらす方法ということは、特に議論をされなかったということですか。

○安田前入札検査室長 5日のメンバーの中では、その話は出なかったように記憶しておるんですが。

○田中健次委員 そうすると、その中で、環境アセスだとか技術者の配置だとか、そういうようなことも議論にはならなかったんでしょうか。

○安田前入札検査室長 それは記憶にございません。

○田中健次委員 記憶にないというのは、そういう言葉が出なかったということなのか、それともあったのかなかったのか、その辺がはっきりしないということなのか。

○安田前入札検査室長 はっきりしないということです。

○田中健次委員 はっきりしないということですね、はい。

以上です、私のほうは。

○安藤委員 ちょっとよくわからなかったんで確認いたしますけれども、業務委託の場合には入札検査室を通らないということでもよろしいですか。

○安田前入札検査室長 工事を伴わない業務委託につきましては、入札検査室を通らない。

○安藤委員 そうしますと、業務委託といえども3者ぐらいの競争によって、最低価格に決定するというような場合がありますが、それはどこでやられるんですか。

○安田前入札検査室長 担当課のほうで決裁をとってやると。

○安藤委員 今何て言われた。

○伊藤委員長 担当課で決裁をとると。

○安藤委員 今回の場合は1者随契ということですが、これはそうすると、そういうものを決めるのはどこで決められるわけですか。

○安田前入札検査室長 業者の選定のことでございますか。

○安藤委員 いずれにしても、業者を選定するときには何者かの競争入札によって行われるのが通常ですよね。それを工事でない場合には、担当課が3者を呼んで、何かを見て、それで担当課が決定するわけですね。

○安田前入札検査室長　そうです。

○安藤委員　そうすると、今回の場合はどこでそれを決められたんですか。

○安田前入札検査室長　今回はすべて決裁で前に進んで決められたということです。

○安藤委員　決裁という意味は担当課はなかったということよろしいですか。

○安田前入札検査室長　いや、担当課のほうから内容について、業者はこういう業者で、こういうものをこういうふうにするんですという伺を上げた中で、事務決裁規程にのっとり決裁をとると、それで業務を進めていくと。

○安藤委員　入札検査室より聞くのはちょっと酷な話ですけども、今ちょっと言われました、業者がどういうふうな仕事をして、どういうふうにして、それを決裁をするんだということですけども、どういうふうな仕事の方法でやりますよという話は今回上げられておりましたか。

○安田前入札検査室長　私、決裁文書の中身は見ておりません。

○安藤委員　はい、わかりました。

○松村委員　2月5日、2月15日、正式ではないということですが、指名審査会のようなものを行ったと。それ以外に、当然特殊な随意契約をやらうとしておるわけですから、かなり執行部のほうもとまどっていたんじゃないかなと想像しておるんですけど、そういう中で、いろんな相談事というものが入札検査室のほうに寄せられたのではないかと思っておるんですけども、そういったものをちょっと事細かに覚えている範囲で詳細に教えてほしいということと、入札検査室のほうで指導等、ここはこうしないとまずいんじゃないかとか、そういったような指導をされたことはあるのか、あればどのようにされたのか教えてください。

○安田前入札検査室長　クリーンセンターとの協議でございますが、業者選定とか発注方法とか、そういうものの協議を、1月の15日にクリーンセンターのほうから、どのような発注の方法をすればいいんだろうかと、どういう手続をとってやればいいんだろうかというような協議は入札検査室のほうにございました。そのときに、災害土砂の今どこにどの程度置いてあるんだと、その仮置した土砂を分別して処理をするという業務だと、工事ではなく業務だと。そういう中で、発注の方法はどのような方法だろうかと。それと、その土砂は廃掃法という一般廃棄物であるので、その規制がかかってくると。じゃあ規制とは何かと聞いた中で、それは委託ができない、再委託ができない、みずからやらんにゃあいけんということを聞いた中で、工事ではなく業務であるのであれば、担当課のほうから決裁をとって進めてくださいと。それで、業務の中身は土砂の分別処分ということであれば一般土木でできる、一般土木の登録業者であればできますねという確認をしました中で、

であれば市内の登録業者、A等級業者は16社やったかな、16社おりますねと。それらを対象に指名にするか、それらに発注をする方法がありますねと。それも担当部署から決裁を上げて、伺を上げて、決裁をとって進める方法ですよと。それで、その中で、再委託はできない、下請ができないということになれば、現状からいって下請協力会社を今の業者をほとんど使っておられるという中で、単体でできないということになれば、市内の業者で共同企業体ということも考えられますねと、そういうことも含めて伺を上げて決裁をとってくださいと、そういう発注方法を考えてくださいという指導はしました。記憶にあるのはそれ1回です。

○松村委員 わかりました。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○山本委員 2月5日の会議にこだわるようで申しわけございませんが、本会議の副市長の答弁と若干違っている面がございますので、再確認ということで。実は副市長が本会議で言われたことは、この5日の会議で、結論は改めて県に文書照会をするということ、これでは前に進めないという判断で、文書照会をしてから決めようという、そういう本会議の答弁があったんですね。その後、2月10日に回答が来て、市の廃棄物処分業の許可を有している事業者に対しては、当該処理業に使用する施設に限定し、いわゆるみなし許可ということが、2月の10日に来て、15日に最終、臨時で持ち回りで決めたと。こういう流れになっているのですが、今の安田さんのお話では、クリーンセンターの所長も交えた非公式の会議で、まずその業者とやるのが手順だということまであったという、今お話でしたけれども、まずその業者とやるのが手順だと、こういうふうにおっしゃったのはどなたか記憶されていますでしょうか。

○安田前入札検査室長 この業者とやるのが手順だというのは、許可が確実なものであるんであれば、この許可を持っている業者と協議をするのが手順だという意味でございます。ですから、まず市が出しておる許可が県の許可と一致するのか、それが生きるのか生きないのか、それを口頭じゃなくて文書で確認をした後に、それが県の許可とみなすと、県の設置許可ですよという確認がとれたら、許可を持っておる業者がおるということになりますんで、その業者と協議をできるかできないかの、業務ができるかできないかの協議をするのが手順じゃなかろうかと、そういう協議をしたということです。ですから、許可がないのに、その業者と協議をするというんじゃないしに、やる施設の許可を有しておるんであれば、それが確認がとれるんであれば、その業者ができるかできないか協議をするのが手順でしょうと。だから、その確認をとるのが先ですねと、確認がとれたら協議をしましういねという会議の締めくくりです。

○山本委員 ありがとうございます。最初のことと若干ちょっと変化してきたんですが、まずその業者とやるのが手順だというふうにおっしゃったのはクリーンセンターの所長でいらしたんですか、どなたが言われたんでしょうか。

○安田前入札検査室長 それは、審査会のメンバーの中から出た言葉だと記憶しております。

○伊藤委員長 2月5日の審査会というか、これは非公式の審査会ですが、これを正式な審査会が開かれた後に、土砂の件で協議をしようというふうに声をかけられたのはだれですか。これは副市長でよろしいですか。

○安田前入札検査室長 提案をしたのは私です。

○伊藤委員長 提案をしたのは室長。

○安田前入札検査室長 はい。

○伊藤委員長 皆さんを、そこに残って協議をしましょうと声をかけたのは……

○安田前入札検査室長 副市長に、協議をしたほうがいいんじゃないでしょうかと、業者選定にいろいろ苦慮しておられると、それで1月が終わってもなかなか発注契約が前に進んでいないと、これで契約ができるんですかと。業者選定でいろいろ苦慮しておられるようなんで、メンバーで協議をしたらどうでしょうかいねというのは、私が提案を副市長にしました。

○伊藤委員長 副市長に提案をして、副市長がその場で皆さんに呼びかけたと、そういうことですね。

○安田前入札検査室長 その場でなしに、前の日に。

○伊藤委員長 前日にもう声をかけていたと。

○安田前入札検査室長 あれは何曜日、金曜日ですかね、5日は。ですから前日じゃったと思います、それは。

○伊藤委員長 前日に、じゃあその正式なものを閉じた後に、メンバーで別の協議をやる、このことは前日にもう決めていたということですね。

○安田前入札検査室長 前日に私が委員長のほうにお話をしました。そうしたら、審査会が終わって、メンバーを皆残しておいて、そこで話を聞いてみましょういねということになったんです。

○伊藤委員長 はい、わかりました。

○木村委員 よくわからないのでお尋ねするんですけど、一般廃棄物処理業の許可というのは市が出すことになっていますよね、業の許可は。

○安田前入札検査室長 よく存じません、それは。

○木村委員 それで、あ、ここわからんのかな、室長じゃわからんのか、わからんかね、やめようか。（笑声）わからんにゃあやめます。

○土井委員 続けて数点ちょっとお尋ねしますけども、6項目に該当しない業務の委託であつたら、入札審査会はノータッチだと、こういう話でしたですよ。この事業が指名審査会には関係ないんだということですが、だとすれば、なぜ非公式であろうと何であろうと、入札審査会のメンバーで協議をしようと思われたんですか。別のプロジェクト会議も似たようなものを持っておったわけですよ。そのプロジェクト会議でやればいいのに、入札検査室長さんが関与をするというのは、どういう観点から関与しようと思われたんですか。

○安田前入札検査室長 入札審査会でなぜ審査をしたかということでしょうか。

○伊藤委員長 いや、通常、先ほどこれに当てはまらない分は各課で決めて、それを決裁によって決めていくというふうにおっしゃったわけですが、今回のものに限っては入札審査会のメンバーがこれに関与したのはなぜかというようなことです。

○安田前入札検査室長 なぜか。

○伊藤委員長 はい。その理由ですね。

○土井委員 要するに、今方言われたいろんな6項目の中にはないわけですよ、ないと判断されたわけでしょう。判断されたら安田室長さんの所の事務の範疇じゃないと。事務の範疇じゃなげらんにゃあ、やあやあなっちよるのを知らん顔しとってでもいいわけいね、極端な言い方をすると。

○安田前入札検査室長 はい。

○土井委員 そこをなぜそういうふうに入介されたかということですよ。

○安田前入札検査室長 先ほどの1月の何日じゃったですかいね、15日だったですかね、クリーンセンターのほうから、どのような発注をという協議に来られたときに、そんなに難しい発注方法じゃないかと、土木の業者であればどこでもできるなという判断の中で、こういう業者でこういうふうに行われたらいいんじゃないですかという指導をした中で、なかなか前に進まない。それで、私の部署の所で、私の部署のほうで、年間の目標というものを、繰り越しをとにかく減すと、減す指導をせいという、私指令を出しておりました。それで、なかなか発注ができない中で、何で発注せんのか、発注せんにゃあ繰り越しどころじゃない未契約になるぞと。だからとにかく早く、早くやれ、早くやれというのをつついていました、私は。そういう話、指導をする中で、当初協議に来られて、一般の土木の業者ではできそうにないという話をちらっと聞いたので、そんならちょっと業者選定難しいなということ、通常の業者選定をやっております競争入札審査会、これのメン

バーにちょっと意見を聞いてみようじゃないかということで、提案をしたわけでございます。

○土井委員 次は、維新さんと契約を結ぶ甲決裁、甲の決裁ですけども、それに入札検査室長さんも合議で印判がついちゃうんですが、これはどういう立場で印判をつかれましたか。

○安田前入札検査室長 それまで私は考えておりませんが。

○土井委員 _____

○安田前入札検査室長 審査会のメンバーとして押したと思われるんですがね。起案の中を見ますとメンバーがずらっと並んでいます。

○土井委員 だから、審査会のメンバーが並んどるんですよ、確かに。だから、逆に言やあその審査会として関与しておるんじゃないかと。関与してないんじゃないら印判をつくる必要もないわけですよ、極端な言い方をしますと。

○安田前入札検査室長 審査会のメンバーとして、メンバーとして押せというような話は、これ持ってこられたときにそういう話はなかったように思うんですが。（「どの分ですか」と呼ぶ者あり）

○土井委員 3月10日の起案、甲決裁、契約結ぶ。

○安田前入札検査室長 契約締結についてですね、はい。

○土井委員 何の意識もなく飾りをついたと、こういうことですか。はよう言やあ、簡単に言やあ。

○安田前入札検査室長 そねえなろうかと思えます。

○土井委員 それは逆に言やあ、起案者に聞いてみんなにゃいけんね、何で入札検査室に合議をしたかというのは。わかりました。

3月25日、副市長さんは、本会議で、今安田さんが説明があったようなことを、大分中身は違いますが、答弁をされておられます。このときに、指名審査会を開いてという話があったときに、一緒に議場に安田さんもおられたわけですけど、そのときに、副市長はうそを言うのうというて思われましたか、それともそのまま聞き流されましたか。

○安田前入札検査室長 うそを言うのうという言葉じゃなしに、審査会の案件じゃないなという気はありました。

○土井委員 案件じゃなくて、指名審査会は開かれてないわけでしょう。開かれてないのに指名審査会を。だから逆にいえば指名審査会が開かれた、指名審査会ではこうであった、こうであった、こうであったということで、申しわけないけどきょう安田さんをお呼びし

ちよるんですよ、実は。

○安田前入札検査室長 ああ、そうですか。

○土井委員 非常にこの2月5日の審査会が重要な案件ですから呼んでおるんですけどもね、このとき、もし後ろから、「ありゃあ審査会じゃないですよ」と言うちゃったらお呼びをしちよらんのかもしれませんがね。これは副市長に、正式に議事録に残る話ですから、修正も、訂正も、何も含めてしてもらわんにゃあいけん話ですが、そういう関係、感じですね。12月5日とか何度か別に指名審査会、まあ正式な指名審査会じゃないかもしれんけども、それ以外に執行部はプロジェクト会議とか称して何度か開いておるんですよ。それには出席をしていらっしやいますか。

○安田前入札検査室長 していません。

○土井委員 12月の15日でしたかな、プロジェクト会議は。あれ何日やった。12月15日に、土砂分別業務委託の方針というのが資料として出ておるんですけどね、12月15日、会議により承認と。12月15日の会議に承認と、こうなっておるんですよ、実は。これには全く入っておられません。

○安田前入札検査室長 この土砂の分別処分、この協議というか会議というか、そういうことの中に入ったのは、2月5日の審査会の後のメンバーで協議した、そのときだけです。

○土井委員 そのときだけ。

○安田前入札検査室長 はい。

○土井委員 それもおかしい話じゃね、そうすると。はいはい。

○安田前入札検査室長 呼ばれておりません。

○土井委員 呼ばれておらん。はいはい。

もう1点だけ質問させてもらいますけども、要するに防府市建設工事等請負業者選定事務要領のこの6項目の中に、この業務委託は該当しないと、該当しないと判断されたのは、だれが判断したんでしょうか。

○安田前入札検査室長 だれが判断したかと言われますが、今までそういう工事を絡まない、建設工事を絡まない委託については、今までずっとこの方針でやってきております。

○土井委員 だから、この業務委託は工事ではないと、工事ではないと判断をするからそうなるわけですよ。だから、この事業は工事ではないから、この指名審査会にはかからないという判断はだれがしたかというんです。だれがしたか。なぜそういう伺いをあれしますかという、すべてのことが設計から何から、設計も含めて山口県の設計積算のあれを使ってやっておるし、その工雑、事務雑も含めて全部工事を使ってやって、前金払もし、一応契約保証金のことも検討し、皆やってるんですよ、すべて。ただ、名前が業務委託と

いうだけなんです。だから、そのときに、これは工事であるという疑問も持ったりもしなきゃいけないんですけど、いやこれは業務委託だと、工事ではないと判断したのはだれなのかということなんです。

○安田前入札検査室長 だれなのかと言われますと、私の所にクリーンセンターのほうから、業者選定とか発注方法とか一番最初に話が来たときに、これは工事ではないと、業務ですよと、委託ですよと。その業者の選定はいかがでしょうかという話で来ましたので、工事でないのであれば通常の伺で決裁をとって進めるんですよと、審査会は競争入札審査会での業者選定はいたしませんよと。

○土井委員 ということは、クリーンセンターが判断をしたということですね。

○安田前入札検査室長 クリーンセンターのほうから、これは業務ですよと、業務委託ですよと。

○土井委員 ですから、そうしたときに、「あ、そう」と、簡単に言うのか、いやいや、その入札検査室としては、「ちょっと待て」と、「それは中身を分析してみんにゃあ工事かどうかって、おまえら軽々に言うな」と。建設工事等請負業者選定事務要領は要するに入札検査室の所管事務なんですよね。その判断というのはあつてしかるべきと思うんですけども、要するにクリーンセンターのほうから、これは業務ですよ、これは業務ですよ、ほじゃけどその業者に選定について教えていねちゅうて言われたら、そうですかと、それだけで済むものですかね。その辺の判断はどうなんでしょう。

○安田前入札検査室長 いや、そういう中で、工事ではないと、業務であるよと。そんなら何をつくるんですかと、土砂を分別するだけですよと、それじゃあ目的物も何にもないですねと。

○土井委員 それじゃあ、そこまで言われるんならお尋ねしますが、川の浚渫は入札指名審査会にかかりますか、かかりませんか。

○安田前入札検査室長 かかります。

○土井委員 何をつくるんでしょうかね。川の浚渫とこの分別とどこがどう違うか教えてください。

○安田前入札検査室長 我々が判断しておるのは、浚渫は浚渫工事として発注をしますと。

○土井委員 これは、分別工事ではないと言える確固たるものを、何か証拠か何かありますか。我々の観点からすると、浚渫工事と分別工事は何ら差異はないんですよ。そこが、いや、浚渫はこうであつて分別はこうだという違いを、何を根拠に言われるか教えてください。

○安田前入札検査室長 単純に工種の中で、浚渫という工種がございます。工事の中に。

○土井委員 だから、その分別はなぜ工事じゃないかというのを教えてください、分別工事。業務の中身は違いはせんのですよ、全く。分別と分別して大久保に持って行くことと浚渫することは、堤の泥をのけたり、川の浚渫をしたりするのは一つも変わりゃあせんです。なぜ、片方が工事で該当し、なぜ、こっちは業務委託じゃから工事ではないと判断されるのか、その根拠を教えてください。再度お伺いします。

○安田前入札検査室長 ちょっとその辺は明確な答弁できません。

○土井委員 はい。そうだろうと思いますよ。科目が委託料だから、委託金じゃからかけんでええというんじゃないら、建設の設計委託は出しちよるわけですし、そして、河川浚渫は工事だからとおっしゃるんであれば、これだって工事であってええと。僕は、安田さんも明確な回答はできんと思いますよ。まあそこまでしかないですわね、これ以上は。我々としては、浚渫と分別はどこが違うかというのは、全く同じだというふうに思います。

○重川委員 私がちょっとお尋ねしたいと思っていたことを、今、土井委員おっしゃったんですが、協議の中で疑問はわからなかったのかというのは、一つは、防府市建設工事等請負業者選定事務要綱と、一つは、物品等の調達等に関する事務取扱要綱、工事ではない、業務であるので、物品等の調達等に関する取扱要綱を適用したということでございますよね。これも今、土井委員がおっしゃったように、すべて工事の積算根拠を見ると、工事費ということで山口県の、あれは何ですか、名称が——土木工事設計積算システム、これにはすべて工事ということで、この数量から単価、金額、こういうものが書いてある。それから、市の財務規則の公共工事の前払金、あるいは保証金、保証事業、これが適用されているのは公共工事の前払金ということが適用されているということでございますよね。その辺で疑問が、そういう協議の中で、いろいろ協議されている中で、そういう疑問がわからなかったのかなということをお尋ねしたいと思います。

○伊藤委員長 ちょっと質問の意図が最終的にはっきりしなかったんですが。疑問に思わなかったのかということですか。

○重川委員 要は工事と業務委託は、その物品の調達に関する取扱を適用したということ、その辺での疑問はわからなかったのか。今、土井委員の答えと同じで、その辺は疑問はわからなかったとお答えになればそれでいいです。

○安田前入札検査室長 積算システムが工事請負費でやってあると今言われましたが、私のほうにはそういう積算の中身、どういうふうに積算してあるのか、設計書を私は見ておりません。わかりません。

○重川委員 次に、物品等の調達等に関する事務取扱要綱の4ですね、業務手続、で、ここに4行ほど書いてあります。それだけども、5の適用外というのを適用しますよとい

う説明を受けたと思うんです。そのときに、その中で「3、4の入札検査室長が行うものうち、随意契約（地方自治施行令第167条の2の各号）に係るもの及び単価契約済のものについては適用しないものとする。また、入札検査室長で行うことが著しく不相当と認められる場合は、競争入札審査会の承認を得たうえで、各課等の長に行わせることができる」となっておりますよね。「競争入札審査会の承認を得たうえで」と、この辺があったのかどうか、これをお尋ねしたいと思います。

○安田前入札検査室長 業務委託の手続の中で、「随意契約、地方自治法の167条の2項に係るものは適用しないものとする」と、そこだけを使っております。

○重川委員 そうすると、その前段だけで判断されたということの理解でいいですかね。

○安田前入札検査室長 はい。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○藤本委員 仕事のフローについて聞きたいんですけども、案件が入札指名審査会にかかるべきかどうか、これは起案者が判断するのか、あるいは入札検査室長が判断するのか、どちらでしょうか。

○安田前入札検査室長 これは先ほど御説明しました、1月15日にお話があったときに、これは委託の業務であるので、入札検査室も通りませんよ、審査会の案件でもございませんよという指導はしました。

○藤本委員 今回というか、一般的な仕事のフローとして、だれがその入札指名審査会にかけるべき案件かどうかは判断されるのかいうのを、一般的なことで伺っています。

○安田前入札検査室長 私のほうで判断します。

○藤本委員 あ、そうですか、わかりました。

○土井委員 ちょっと今のに関連して、お尋ね1点だけさせてもらいますけども、1月15日にクリーンセンターのほうから相談があったときに、今、安田前室長さんは、業務委託なので検査室長は関与しませんよと、こう言われた、今、答弁されましたよね。

○安田前入札検査室長 はい。

○土井委員 答弁されましたね。

○安田前入札検査室長 はい。

○土井委員 そのときに、今度重川さんの分では、業務委託じゃからというのは、要するにその業務委託という名前だけで詮議をされとるわけですよ。ということは、なぜそういうことを言うかということ、設計積算書は見てないとおっしゃったわけですよ。だから、その業務委託の内容が実質工事に該当するかどうかは全く判断されないで、業務委託という名前だけで、名前だけでもって、うちは関係ないよというふうに答弁されたというふう

に、今方の重川さんへの回答、藤本さんへの回答からしたら、そういうふうに判断せざるを得ないですけども、それで間違いはないですか。

○安田前入札検査室長 委託業務ということを知っていますので、その中で工事ではないなど。

○土井委員 ですから、委託業務であれば、設計委託も建設工事ではないなということになっちゃうんですね、逆に言えば。委託業務という名前にこだわってんなら。そうじゃなくて、やはりその工事の中身が県の設計積算システムを使ったり、何だりかんだりして、予定価格も出し、しとるわけですから、それを見られて、いやいや、そりゃあ委託業務とは言いながら設計と同じように、同じ委託というたって、この6項目の中のこれに該当するんよという判断をすべきではなかったのか、すべきではなかったのかということをお尋ねしたいんですよ。

○安田前入札検査室長 その時点で、県の積算システムを使って、設計書が上がってくるとか設計をしよるとか、そういう話は聞いておりませんので。

○土井委員 水かけ論になりますけれども、要するにそういう相談があったときに、業務委託じゃからって、あんた何をやるんかね、そりゃあと言うて、聞いて、いやいや、こねえ、こねえ、こんとをやるんですと。へんならどねえして設計するんと言うて、だれがつくるんて、クリーンセンターが予定価格つくるんかねと言ったら、いや、そりゃあクリーンセンター、そう聞かれれば、いや土木建築部が設計はしてくれるんですとか言うたら、そんなら設計書を見させと言うて、いうて流れていって判断すべきなんですよ、今藤本さんがおっしゃったその事務の流れはどうかというのは。それはもう、それこそこねえなことは知らんでのと、業務委託じゃからあれじゃのというて言われると、僕たちとしては納得できないんですよ。これ以上言うたって水かけ論かもしれませんから、そういう判断をせざるを得ませんよね、はい。

○松村委員 ちょっと入札とは関係ないんですけど、さっき言いよっちゃったんですが、押印の件なんです。印鑑押してありますよね、あの業務委託の随意契約の締結についてということで、「ゴウギ」と書いてあって、各部長さんが印鑑を押してあるんですけど（発言する者あり）はい、「アイギ」と言うの、ああ、「アイギ」と言うらしいですけど、すみません。で、これは実際目を通して押してないような感じで先ほどおっしゃってましたね。

○安田前入札検査室長 はい。

○松村委員 こういうことというのは再々あるものなんですか。例えば、私から言やあ結構大きな案件、たとえ自分に直接関係ないとしても、実際こう見てみるものなんじゃない

かなと思うんですけど、そういったこと等は結構再々あるもんなんですか。

○安田前入札検査室長 再々はございません。まず第1に、とにかく早く、早く発注しなさい、早く契約しなさい、その頭がありました中で、契約できますよ、契約の締結伺を上げますよという言葉聞いた中で、ああ、よかったねと単純に思っただけです。

○松村委員 まあ、それでも大体要点ぐらいはつかんでみるもんじゃないかなと思うんですけど、全くそういう記憶もないわけですよ、これを押した後に。

○安田前入札検査室長 通常は見ますが、何で見なかったのかと言われても、ちょっと記憶がないんですが。

○松村委員 私がちょっと不自然に思うたのは、ほかの部長さんとかも話を聞きよって、何かいつの間にか押してあって、する一つと行って、覚えてないというんですよ。だれか何か覚えちゃってほしいんですけどね、普通押すんならね。

○安田前入札検査室長 いや、中身は見てませんが、こういう案件で合議をお願いしますという言葉は覚えていますよ、契約伺ですと。ああ、へんなら土砂の分別の契約ができるんじゃないかと、よかったねと、それまで言ったのは覚えています。

○松村委員 まあ、それについては、はあ聞きませんが、ちょっと余りにも合議やら普通の何か印鑑を押すにしても、余りにも何か記憶がない人が多いと。実際この決裁というのは、いろんな各セクションできちっと頭に入れられて、押したのかというのがすごいあいまいであると。私はちょっとそれが非常に思うわけです。じゃけえちょっと聞かせていただいたんですけど、御無礼があつたらお許してください。

○伊藤委員長 ほかにございますか。ないようでございますので、以上で安田前入札検査室長への質疑は終了いたしました。

安田前入札検査室長におかれましては、長時間ありがとうございます。御退席していただいて結構でございます。ありがとうございます。

〔安田前入札検査室長 退室〕

○伊藤委員長 それでは、次の阿部土木都市建設部長は1時からの質疑ということになっておりますので、ここで13時まで休憩とさせていただきます。

午前11時16分 休憩

午後 1時 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

では、阿部土木都市建設部長に入室していただきます。

〔阿部土木都市建設部長 入室〕

○伊藤委員長 阿部土木都市建設部長におかれましては、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査のために御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、これよりの進行は付託事件ごとに、各委員からの共通事項について、私より質疑をさせていただきます。部長、よろしいですか。

○阿部土木都市建設部長 はい。

○伊藤委員長 まず、築港にある土砂についてでございますが、運搬、それから大久保での分別、そして整地、また分別した後の例えば木片等をクリーンセンターに運ぶと、これらのそれぞれの設計額はお幾らで設計されましたでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 協和発酵と……

○伊藤委員長 マイクをお使いください。ちょっと近づけていただかんと。

○阿部土木都市建設部長 協和発酵の用地に限ってということよろしいですか。

○伊藤委員長 はい。

○阿部土木都市建設部長 この3億30万円の中で協和プラス築港でございますが、これの事業費は約1億4,900万円程度でございます。そのうち土砂の分別業務につきましては7,800万円程度でございます。土砂運搬業務につきましては5,100万円、それと分別されたごみの運搬が200万円程度です。それと、処理をした土の整地等で1,400万円程度です。それと、大久保の整地作業等で380万円、それでトータルが1億5,000万円程度ということで、ちょっとその数字を足してなるかというのは確認はしておりません。

○伊藤委員長 恐らく数十万円の違いぐらいですね、はい。ありがとうございます。工事というか、業務委託について、所要人数についてでございますが、振動式スクリーン2台、1台当たり4名が必要だと、ダンプが延べ3,800台を計上していると、これは3月25日の答弁でございます。この5万立米を延べ3,800台で運ぶというこの積算というのはどのようになっているのでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 3月25日の段階で、今運搬量の、ダンプの運搬ということでの3,800台と申し上げましたのは、あくまでも築港にある土を運び込むということから算定したものでございまして、5万立米は全体の量でございます。そういうことで、その一部の築港と協和にあります土について運ぶということから3,800台ということで算定、当時答えています。

○伊藤委員長 県有地と協和発酵からお借りしている土地と、これから土砂を大久保に運ぶ、この作業で3,800台ということでございますね。そうすると、大久保からまたク

リーンセンターに運ぶというのはまた別物ということによろしいですか。

○阿部土木都市建設部長 今回の廃棄物でございますが、廃棄物をまたクリーンセンターに焼却なり破碎なりする量等はこの中に入っておりません。

○伊藤委員長 入っていない、はい。振動式スクリーン2台で、1日のふるい分け処理能力が324立米、必要日数が155日で工期を設定したという答弁がございました。これは部長の答弁でございます。スクリーンの許可がおきるまで、既に数日前ぐらいからスクリーンでの作業が始まったということですが、ちょっと着工が我々にはいつだかわからないんですけども、それまではスケルトンでの処理というものが行われていたというふうに思われますけども、日数計算というのが若干不明でございます。何日間スケルトンでやって、何日間振動式スクリーンかと、ここははっきりしていますか。というか、どのような計算でその工期になったのか。

○阿部土木都市建設部長 この工期の設定につきましては、今の振動スクリーンの作業量から割り出しました155日間というものが基礎になっておるわけでございます。それに、前後に準備期間なり後始末の日数を考慮して工期を設定しておるということです。

○伊藤委員長 確認いたしますが、この155日間はスクリーンのみで計算したということによろしいですか。

○阿部土木都市建設部長 はい、そういうことです。

○伊藤委員長 じゃあ、今回実際にはスクリーンを使い始めるまでに期間があったかと思われませんが、計算は狂ってきますかね、やっぱり。

○阿部土木都市建設部長 この工期の設定につきましては、市のほうで今155日間というところを独自で……

○伊藤委員長 マイクをちょっと近づけてください。手で持っていた方がいいかもしれません。

○阿部土木都市建設部長 はい。市のほうでこの業者との協議の中で、155日という市の業務の内容から、市のほうが一方的にこれでということではなくて、お互いにこの業務の日数というものを、この程度ならばできるということから決めたというふうに報告を受けております。

○伊藤委員長 報告を受けておるということは、その協議に当られたのはどなたですか。

○阿部土木都市建設部長 クリーンセンターのほうでやられておるというふうに聞いております。

○伊藤委員長 どっちにしても協議をするときに、何かの計算があつてこの155日が出てきておるんですが、その点については部長は関知されていないというか、155日の根拠

は御存じないわけですか。

○阿部土木都市建設部長 これは、今のこの業務委託におきます積算の内容から後になるわけですけど、それから算定しておるということを聞いております。ですから、直接その業者との工期の内容については私は関与してないということでございます。

○伊藤委員長 はい、わかりました。

体育館の話なのですが、新体育館、設計委託業務があったかと思われませんが、これについての前金払、部分払、何回でどのぐらいか、また完成払、それぞれ幾らになっているか、今お手持ち資料がありますか。事務局を通じてちょっとお願いしてたかと思うんですが。

○阿部土木都市建設部長 防府市の新体育館の建設の実施設計の業務委託ということでございますが、これは申されました前払金につきましてはございません。部分払につきましてもございません。この委託費用につきましては、完成で一括で支払っております。

以上です。

○伊藤委員長 そうされた根拠というのは何でしょうか。

○阿部土木都市建設部長 この根拠と言われますと、ちょっと私にはわかりかねます。

○伊藤委員長 委託だからという、工事ではなく委託だからということですかね。

○阿部土木都市建設部長 ちょうどこの業務が教育委員会のほうで実施されております案件でございます。それで、この前払金や部分払等の取り扱いについて、私のほうがちょっと理解していないということでございます。

○伊藤委員長 クリーンセンターに積んである土砂であります。臭気対策のために石灰をまいたということで、石灰を産廃としての処理となるということでもあります。表層30センチとお聞きしてはありますが、この土砂の量はどのぐらいと計算しておられますでしょうか。また、これを大久保に運搬される経費はどのぐらいになりますか。

○阿部土木都市建設部長 この石灰まじりの土の量でございますが、2カ所で合わせて今380立米を考えております。これを大久保に運び込むわけでございますが、この費用につきましては、この業務委託の中に計上しております。あわせて80万円程度です。

○伊藤委員長 3億円の中に入っておるといことですね。

○阿部土木都市建設部長 そうです。

○伊藤委員長 さっき言われた中にはないわけですね、さっきの言われた。さっき築港の分だけを言われたわけですからないんですね、ああ、すみません、はい。わかりました。

はい、私からは以上でございます。

それでは、各委員より質疑をお願いいたします。

○安藤委員 それでは、何件か質問させていただきます。

最初に、実は計算書というのがこのいただいた資料の中にたくさんあるんですけど、最終的に私がたどりついたのは、この許可証、一般廃棄物処理施設設置許可証の中の、これは表紙になっていきますけど、（発言する者あり）これとじてあるから。（「とじてあるけど、1枚目と2枚目以下は別」と呼ぶ者あり）いやいや、別だけど、今から説明します。このとじたものの中に、実は山口県土木工事積算システムという計算書があるんです。この中を見ますと、これを1ページ、2ページにめくっていただくと、2ページ目に総括情報表というのがあります、総括情報表。これに、総括情報表の下に、右側を見ますと、費目の合計が3億37万350円というのが出てくると思います。これはまさに今問題になっている330万円の契約する根拠……。

○伊藤委員長 3億37万円ですね。

○安藤委員 3億37万円というのがあります。で、この内訳が次の表にどんどん出てきます。今ちょっと説明された話も出てくるわけですね。大体これでいいと、ほぼ数値は合っていると、よろしいですかね、設計は、市の設計はこれでよろしいですか、この書類で。

○阿部土木都市建設部長 はい。これで結構です。

○安藤委員 はい。そうすると、これは次のページをあけてもらいますと、表に本工事費と書いてあります。本工事費。次の次のページをあけてもらって、5ページ目をあけてもらいますと付帯工事というのが出てきます。本工事費というのと付帯工事費というのが出てきます。こういうふうにびしっと並んでおります。これは何かというと、土木工事をやる時の計算書、計算の仕方がここに出てくるわけですがけれども、こういう計算は、これは市のほうで計算されたわけですね、確認したいんですが。

○阿部土木都市建設部長 おっしゃるように市のほうでございます。

○安藤委員 いわゆる土木工事で今言いますと、これは設計書になります。工事設計書になります。こういうものを土木のほうで設計された部長さんとしましては、今当面に問題になっておりますものが、工事に該当するのか、それとも工事ではなくて委託業務であるから工事には該当しないと思われるか、どちらが正しいと思われていらっしゃるか、認識はどうしていらっしゃいますか。

○阿部土木都市建設部長 今回、この業務委託につきまして、この予定価を積算するに当たりまして、市の土木の職員がこの予定価の業務支援という格好で2名ほど派遣してるわけでございます。この業務内容といいますか、今回の業務がごみの分別と運搬ということで考えておりますので、今のこれは業務委託であるというように判断をしたというふうに主管課のほうからは聞いております。ただ、この積算につきましては、これが工事費の積算であるというような様式でやっておるわけでございますが、これにつきましては、この業

務の予定価を決めるに当たりましてこの方法をとっておるということでございます。

○安藤委員 そうすると、部長としてもこれは工事ではないという認識をされたと考えてよろしいですね。

○阿部土木都市建設部長 今回のこの業務委託につきましては、当初からこれはごみの分別というようなことから、これは業務委託だというような認識をしておったというように思っております。

○安藤委員 それでは、業務委託、いわゆる委託契約と土木なんかの契約の仕方、入札の仕方なんですけれども、通常委託の場合は委託される側が設計を出して、こういう仕事のやり方で幾らになりますか、これでよろしいでしょうかというのがあって、大体は委託の場合でも3者ぐらいある。今回の場合は1者なんでそうはいかないんですけれども、通常は3者ぐらいが出して見積もり合わせをして、最低価格に合わせて市のほうが出された見積書を見て決定するというのが通常ですけれども、今回の場合はどういうふうにして予定価格を設定されたんでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 予定価格の設定の方法ということになりますと、ちょっと私のところではわからないことなんです、今、予定価格を算定することについて、今、設計書と申されましたが、これをもとに予定価を設定する根拠をつくっていったということで、その取り扱いについてはちょっと私のほうでは判断しかねます。

○安藤委員 はい、わかりました。ですから、市の側としては前半、今、私があけていただいたところ、今からそれから30ページぐらい先に行きますと、またもう一部あります。それは何かというと、この前半はスクリーン、スクリーンじゃなくて何だっけ、（発言する者あり）の前。ロータリースクリーンが、前半が振動スクリーンですね、後半が、いわゆるロータリーのスクリーンの設計書になってるわけです。これはきちんとこの中にきちり書かれております。次に、何かと申しますと、当該の該当している会社から2億8,600万円の見積書が出ております。この見積書の内訳書はどうなっておりますか。この2億8,600万円の根拠となる数字はどこから出されたものでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 今、2億8,600万円の内訳の根拠ということでございますが、これについてはもう、私のほうは確認しておりません。

〔「業者が出したものだからね」と呼ぶ者あり〕

○土井委員 業者が2億8,600万円税抜きで出してきたのは、市役所から設計書を提示して、それを自分が積算をして2億8,600万円ならやれますって出してくるわけだから、その根拠は市役所が求めんにゃ。だから、設計書を……

○伊藤委員長 土木部長の……

〔「そんなことはないでしょうけど」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 担当じゃないんじゃないですか。

○安藤委員 業者がこれでできるかどうかというのは業者が判断しなきゃいけないわけですね。それはもちろんこれを見て。そうすると、今やられたことは、市役所が提示した設計書に基づいて私ができるかどうか判断して、できますと言ってそれで終わりですか。そうすると、全く競争性はあるところにはあり得ないということですね。（「いや、それは随契だから」と呼ぶ者あり）随契の場合は、そうすると、あなたと議論してもしようがないんだけど、申しわけないけど、随契の場合は役所の言うとおりの価格でいいということですね。（「いや、それは違う」と呼ぶ者あり）

○阿部土木都市建設部長 この予定価格は土木の書類という格好で出していったわけですが、この予定価格をどういうふうに、どういいますか、業者さんと交渉していくということの中では、我々ちょっとその過程は全く理解してないです。

○安藤委員 それは土木建設部長だから理解してないということですか。それとも市役所全体として理解してないという意味ですか。理解する必要がないということですか。

○阿部土木都市建設部長 今、私の土木都市建設部としての立場からいたしまして申し上げたということでございます。

○安藤委員 通常、随意契約はもうこちらの言うとおりでであるという、もし前提であるならばもう仕方のない話ですけど、通常は業務委託の場合であろうとも3者なら3者いたら、その最低見積書で契約するというふうな形をとるわけですから、我々が市役所のほうで見積もったものは、業者にとってどの程度の価格であるかという判断、どっかでしなきゃいけないわけですよ。それはどこで、クリーンセンターでやられるということですかね。

○阿部土木都市建設部長 今回は、クリーンセンターのほうで主管部署としてすべてやられておるといふふうに考えております。

○安藤委員 その次に、この設計書を見ますと本工事と付帯工事というふうに分かれております。本工事が何で、付帯工事が何か、ちょっと説明してください。

○阿部土木都市建設部長 確かに、この中には本工事費と付帯工事費というような表現になっております。この内容をちょっと見ると、協和用地と築港の用地の積算が本工事費になっており、浄化センター用地とクリーンセンター用地が付帯工事費というような表現でちょっとなってるわけですけど、内容的には全く同じもんだというふうに、ちょっと私自身では感じております。

○安藤委員 今言われたように、本工事というのは大久保に搬入する工事が本工事、そしてクリーンセンターで処理するものが付帯工事というふうに分けておられます。しかも、

この分け方がそれぞれの工事について、それぞれ一般管理費がついてこの工事は別々ですよという、あたかも別の工事であるかのような分け方をして設計積算がされております。これは何か意図があったのでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 この積算の分け方について、私もその理由についてちょっとわかりません。

○安藤委員 先日来から問題になっております核心にだんだん触れてきたんですけど、この工事を別々にした意味が、また後に出てくるのではないかというふうに思いますので、この項につきましてはこれで終わりたいと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかにございませんでしょうか。

○土井委員 今、安藤さんが聞いちゃったこと、ちょっと確認しますが、あくまで、あれですよ、土木建築部は設計をして、その設計書を相手方に見せて、普通の入札の場合ですよ、それでもって相手は応札をすると、入札の場合ね。応札したときに、それに附属書類は出しやせんじやろ。入札書だけやね。

〔「設計書出す」と呼ぶ者あり〕

○土井委員 いや、応札するときにはそうですよ。応札だけ。

〔「今、出してます」と呼ぶ者あり〕

○土井委員 落札者じやろ、それは。（発言する者あり）そんなこと言われてもしようがないが、ちょっとええです。すみませんね。そういうことやってもしようがないから、時間もないし、あれですが、協和と県の3、4工区の方が1億4,900万円相当というておっしゃいましたけども、それは事務雑、工雑も一応入れてありますか。工事本体だけ、それとも事務雑、工雑まで入って。

○阿部土木都市建設部長 いえ、これは今、3億30万円の中でございますから、これは工事費でございます。

○土井委員 3億30万円は事務雑、工雑も入っちゃうんじやろ。現場管理費ちゅうか。

○阿部土木都市建設部長 管理費関係は全部入っております。

○土井委員 入っちゃうんですね。

○阿部土木都市建設部長 はい、そういうことです。

○土井委員 これと、今の1工区、2工区のやつを今、3億30万円で、3億37万円なんです、設計価格もあれですが、3億でそんなに違うもんじゃないですが、約これで半分ですよ、半分。それを、1、2工区とこれを分割発注したら、3億円はどのぐらい、管理費は少し上がりますわね。事業費が、本体工事が少なくなれば工雑なんか少し上がって

きて、管理費が少し上がってくるじゃん、率が。それからしてどのぐらいになりそうなんですか、3億円が。分割発注したとしたら、それぞれ。足して3億円じゃなくて、3億1,000万円になるのか、500万円になるのか知りませんが、どのぐらいになると思われまます。もうこのぐらいの大きい工事だったらあんまり変わらんか、率は。例えば100万円じゃったら結構一般管理費が、事務管理費が5%とか、10%とかすごく高いですよ、10%よりもっと高いかもしれんわね。工事が大きくなればなるほど事務費は下がるでしょ、管理費はね。それもう1億5,000万円ぐらいだったら3億円も一緒ですか、率は。率が同じなら3億円でおさまるわけじゃ。どんな感じですか。

○阿部土木都市建設部長 当然ながら分割して発注すれば経費率は高くなるというのは、これはすべての工事で言えるわけですが、今の1億5,000万円と3億円の工事の経費率は、ちょっと今は、今言われるように頭打ちの状態なのか、それはもう私の経験だと頭打ちということはないと思います。しかしながら、どの程度率が違うかというのは、ちょっと今はわかりかねます。しかしながら、当然分割すれば……

○土井委員 少しは高くなる。

○阿部土木都市建設部長 経費率は高くなるということです。

○土井委員 今の石灰まじりが380立米ぐらいとおっしゃいましたけども、380立米、そんなに少ないかなという感じがしないでもないんですけど、380立米なんでしょういね。380立米ということになると、立米当たり2,500円か、80万円なら。2,500円ぐらいなら運搬はできる、運搬はできるわね、2,500円ぐらいなら。あそこまで、大久保まで何キロあるか知らんが。大体わかりました。

ちょっと体育館の分を、直接の契約の起案なり決裁は教育委員会がやっとなるかもしれませんが、実際には、施工管理は土木建築部でやっておられるから御存じであれば教えてほしいんですけど、これは工期は幾らで、請負金額は幾らだったかわかります。体育館の設計。

○阿部土木都市建設部長 体育館の業務の期間でございますが、委託期間が、着手が19年6月13日でございます。完了が20年1月28日でございます。（「7カ月」と呼ぶ者あり）業務委託料につきましては、消費税込みで2,278万5千円でございます。

○土井委員 ですから、2,200万円ぐらいかかっても途中は一銭も払わんで、要するに完成払いだけということですよ。それは、委託契約だからということですか。それがその理由、そうではない。ほかに理由はあるんですか。前金払ゼロ、要するに完成払いしかしませんよというのは。

○阿部土木都市建設部長 前金払につきましては、こういう設計業務委託でございます。

こういうものについては、当初から市のほうでは業務委託の最初の説明書の中に、もうなしというようなことで現在進めておるということでございます。

○土井委員　ですから、入札前の説明は払わんよという条件ですから、それはわかるんですが、払わんよという方針は何に基づいてされてるのかなという気がするんですが。

○阿部土木都市建設部長　申しわけありません。それはちょっとわかりかねます。

○土井委員　というのが、なぜお伺いしたかというたら、今度も業務委託なんですよ。執行部が常におっしゃるのは業務委託だと、工事ではないとおっしゃれば、前金払は払わんでも済むんかいのと。少なくとも完成に応じた部分払だけでも済むんかいのと、こういうちょっと思いがしたからちょっとお伺いをしたんですが、いいです。

だから、前金払では、要するに完成払しかせんから、もちろん契約保証金も取ってませんよね。体育館の場合。

○阿部土木都市建設部長　契約保証金、この件につきましては免除ということですよ。

○土井委員　免除ですね、免除というよりは金払うちょらんそじゃから、取らんでもいいんだらうと思うんですけども、何ていうんか、今のこの案件の業務委託のような、あるいは類似の事業で契約保証金を免除したことはありますか、阿部さんの長い経験の中で。

○阿部土木都市建設部長　私のほうから業務委託ということで、今までの経験からいきますと、今回のような実施設計の業務委託がほとんどでございました。こういうものに関しては、今までもこういう、同じような方向でやってきたように思っております。

○土井委員　それじゃ、今度は中身で似た事業で、例えば浚渫ですよ、ため池の泥を上げるとか、あるいは河川浚渫は県の仕事かもしれませんが、いろんな所で泥ため場の浚渫をしたりするの出しておられますよね。出しておられますよね。そういうふうなものは契約保証金を取っておられますか。

○阿部土木都市建設部長　そうしたため池等の浚渫工事とかいうものにつきましては、通常の工事請負ということで進んでおると思っておりますので、金額、今、私もその契約保証金や前払金について幾らから取るのかというようなところまでは、ちょっと今、理解してないんですが、通常の工事ならばそういうこともあるというふうに思っております。

○土井委員　前金払制度の中の、失礼しました、契約保証金の中の自治法の施行令から来たうちの条例の中にも、少額の場合は免除することができる、あるいは過去同類の工事を2度以上受けて、それでちゃんとやっちゃったら契約保証金が免除できるという規定がある。多分それを使っと思ってんじやろうと思いますが、多分そうですね。

○阿部土木都市建設部長　そういうふうだと思います。

○土井委員　でしょう。もう一点、一般的に国土交通省が指示してたと思いますけれども、

設計積算価格は今度の場合は3億37万円幾つ、端数を戻していただかんと思うんですけども、そのぐらいの金額であれば歩切りは何%までってなりましたけな。予定価格での。

○阿部土木都市建設部長 予定価格の歩切りの問題ですけど、これはなかなか歩切りということに対しては、そういう取り決めというか、そういうものは、国交省のほうからそういう文書が来てるのは私はちょっと見たこともないですが。

○土井委員 それ、あるんですいね、これ以上やっちゃいけないというのが。これ以上やっちゃいけないというのがあって、たしか歩切りの限度みたいな指導みたいなのがね。それは今、ようわからん。

○阿部土木都市建設部長 極力歩切りということについては、やらないようにというようにすることはよく耳にするんですが、ここまでならば歩切りは問題ないよというのを、国交省のほうからの通達なりなんなり等はちょっと私はちょっとわからんのですけど。

○土井委員 わかりました。この程度の金額だったら副市長が予定価格決めるから、それは部長さんにはわからんかもしれんいね。とりあえずちょっと、その辺にしましょう。

○伊藤委員長 ほかにございますか。

○田中健次委員 設計書の話ではないんですが、指名の審査会は土木建築部長もメンバーということというふうにお聞きしておるのでお聞きするんですが、2月5日の日に協議をしたというようなことですが、記憶しておられる範囲でどういうことを話されたのか、どういうことを議論されたのか、それをちょっとお話いただきたいんですが。

○阿部土木都市建設部長 2月5日の指名審査会を一応終わって、今の、今後のこの土砂の分別の方針と、どういうふうに取り扱うかということ、そのところで話したというような記憶は持っております。その中で私、最終的に私が覚えておるといいますか、そこで自分で決まったと思っておりますのは、この許可を持つ業者で協議を進めるという方向になるにしろ、もう一度、許可の確認といえますか、県のほうで確認をとって進むべきであるということで、2月5日は一応終わったというふうに理解してます。

○田中健次委員 県の提言といえますか、何か先に業者を決めて、そこに許可をとらずというようなことについて、それが適当なのかどうか、環境アセスで例えば時間がかかるだとか、技術者がいるとかいうようなことは議論をされたんでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 許可をとることを条件に、例えば入札なりをするということは、市の今までの本来の指名とかいえますか、そういうことからすれば、これはおかしな話であるということは、確かにその段階ではありました。許可なりが後づけということはある得ないなということは、そのときに協議したという記憶は持っております。

○田中健次委員 続いて、2月15日に、庁議の後に、関係のメンバーという形でもう一

度あったというふうにお聞きしてますが、そのときの中身はどういうようなことだったでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 私も長時間あった記憶は持っておりません。ただ、この方向で県の確認がとれたということで、この方向で進むということをそのときに、どうですかね、そういう話があったということでございます。

○田中健次委員 そのときにおられた方は、メンバーということでどういう方がおられたんでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 私も、これははっきりと覚えておるわけではないんですが、庁議の後でございますから、そのときの庁議に出席してるメンバーの中で、今の審査会のメンバーである者がそこに残っておったというふうに、今から思えばそう思います。

○伊藤委員長 よろしいですか。ちょっと確認いたしますけども、2月5日の内容ですが、許可を後からとるということはあり得ないねということとは皆さんで認識し合ったということですかね。

○阿部土木都市建設部長 その場では、そういう方向は、今までの防府市がやってきたスタイルではないというような認識はみんな持っておったと思っております。

○土井委員 今の分に関連して、この事業そのものは、もう最初から最後まで異常中の異常でずっといって、1者随契、3億円という異常中の異常の契約にせざるを得なかったということになっちょるわけですけれども、そうしたときに、先に契約をして、着工までに許可をとらせると。これも過去になかったからということではありますが、異常かもしれませんが、異常中の異常の中でできるだけ市内の業者に事業をさせるというような観点、あるいはできるだけ早く終わらせるという観点、できるだけ早く終わらせるというのは、1工区から4工区までを分割発注ということですが、そのためには過去にそういうことはなかったかもしれんけれども、先に業者を決めて、そして許可をとらせると。あるいは現説やったり何だりかんだり説明する間に、施設設置許可の申請をしちよる者にあっては入札に参加させるとか、そういうことというのは委員さんから一言も出ませんでしたか。要するに、市内の業者にできるだけ発注をしよう、そしてできるだけ早く終わらせるために1工区から4工区まで分割発注できる、それも今、話題になってるスケルトンバケットじゃ、トロンメルスクリーンじゃというもんじゃなくて、大きな機械をとりゃもつとええよとかって、そういうふうなことというのは全く委員の中から意見は出んで、だれかがリードされてしょうがないね、それはやっぱり過去そんなことがないんじゃからやっぱりいけんねというようなことで、すんなりおさまったのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

○阿部土木都市建設部長 当時の、一番最初はこの件はスケルトンで、とにかく4工区と
かというようなことで、できるだけ早く市内の業者の方にやっていただきたいというような
方向性は持って進んでいったということは、私もそういうふうに理解しております。

ただ、その以降、もうこれを処理することができるということは、もうその許可を持っ
た業者以外にはできないというような方向で進んできたという中で、設置許可をとった後
にというような議論がそのとき出ただけで、それ以外にほかの協議といいますか、そうい
う提案はそのときになされたというふうなことは、ちょっと覚えておりません。

○土井委員 すごく寂しい話ですけども、そうであったとすれば、それはわかりましたが。
そして、もう一つお尋ねするのは、3億7千万円幾らかのスケルトンバケットあるいはト
ロンメルスクリーンで工事をやらせると、一貫してずっとそれに市当局がこだわってこら
れたわけですね。こだわってきちやる。そのときに、それで設計したときは工期はどの
ぐらいと見積もっておられたですか、工期。今、自走式スクリーンじゃから155日、
11月1日で終わるとるわけですね。スケルトンバケットとトロンメルじゃったら、僕
はその倍ぐらいかかるのかなという気がするんですが、3億7,800万円を設計された
ときには何日ぐらいかかるというふうに設計されております。

○阿部土木都市建設部長 今、3億7,800万円のときの設計の工期でございますが、
私もその資料をちょっと見てみたんですが、工期、費用だけを算定しております。とい
いますのも、一日の能力が、結局何台そこに設置するかということろまでは、その中の設計
書の中には記載されていないということで、何台入れるかによって工期もまた違ってまい
りますので、その辺は今、工期が何日をそのとき考えてたかというのはちょっと、今の設計
書からは読み取れません。

○土井委員 こないだの議会のときに、だれの発言だったか知らんけれども、1日33ト
ンというのが出ておるんですね。スケルトンバケットなりトロンメル何とかというので、
1日33トンというのが。その1日33トンが1台で33トンなのか、何ぼで、4台置い
て4カ所同時発注みたいなことで計算をしてあったんですが、今度は1業者であれですか
ら、相当長うかかるような計算になるんですね、いずれにしても。328トンで計算し
て155日ですよね、たしか。自走式スクリーン、これ阿部部長さんの答弁じゃったと思
いますけど、2台で328トン、1日当たり処理量が、という、そしてそれ計算したら
155日になると。だから、11月1日って。それは確かに計算式おうちやるんですよ。
僕もなるほど、なるほどと、こう思うんですが、今のスケルトンバケットなりトロンメ
ルスクリーンであれば、僕は1年じゃ終わらんぐらいになりゃせんかいのと、極端な言い
方をしますとね。今の日量328トンでも半年かかるわけですよ。土日をのけりゃ半年か

かりますわね、155日ということは。ということになると、なぜか12月の初めに繰り越したらどうの、繰り越したらどうのって心配しちゃってんじゃないけども、それこそ継続費組まにゃいけんほどのものに、23年度にまたがりゃせんかいのというぐらい僕は時間がかかりゃせんかいのという気もしておったんですが、その辺はスケルトンバケットで、だから出しよったら、それは日にちがかかってやれんでよというような話はなかったですか。2月15日に1者随契でいかざるを得んと。1者随契でいかざるを得んと。あくまで自走式スクリーンが出てきたのは2月24日に出てきたわけで、1者随契で、1者と交渉に入ろうと、協議に入ろうと言ったのは2月15日ですから、その時点ではそれこそある1者がトロンメルかスケルトンか知りませんが、それでやろうとしちよった。で、前提で話を進めちよったわけですよ、前提で。それで、途中で自走式スクリーンが出てきて、自走式スクリーンは設計してみると金額は3億37万円です、工期は155日ですと、3,800台で155日ですと、こういうふうに出たんですが、その2月15日の段階で工期がどのぐらいというような、だれに聞いた、どのぐらいで考えて1者と話を進めようかなというのは、しかし、土木部長さんでないと、ほかの者はどうしろようじゃからわからんいね。たしか、どっか日量33トンというのが答弁の中へ出てきとるんですよ。

○阿部土木都市建設部長 日量33立米というのは、スケルトンで当初査定を受ける段階です。4カ所にそれぞれ2セットずつ、8セット入れて、1台当たりが日量33立米ということで査定のときに資料として添付してます。その日量、今33トンと言われたの33立米。(発言する者あり)はい。ということで8セットということからいきますと、当時は33立米掛ける8でございますから、1日264立米を実施するというような想定のもとに動いておったというように思っております。

○土井委員 約190日。ですから、それは4カ所に分割発注してどうのこうのであって、2月15日に維新さんと1者随契しても、要するに1カ所に、1カ所にというか、1カ所に2台ずつ、計8台をそれぞれのところに置いて同時にやるようには僕はならんかったんじゃないかなという気がするんですよ。業者が違うから4カ所分割、別々の業者が事業をするからできるんであって、それはそれこそ時々僕らの中で話題になりますが、2人しかいすがない食堂さんが結婚披露宴の食事を引き受ける人と同じような感じになってくるという認識をしていますが、そうすると、まずクリーンセンターにある2カ所の分を4台でやり、そしてそれが終わったら築港のほうに移るよということになれば、倍の日にちがかかるわけいね、約。同時に4カ所、2台ずつでスタートして190日、190日の土日をのければ230日か40日ぐらいになるんですけども、その辺で何というたって工期が2月15日、2月5日の非公式指名審査会あるいは2月15日の庁議の後の、これで行く

でって言ったときに、それは、維新だけとあれしたら少々日にちがかかりまっせというような話は出てきませんでした。

○阿部土木都市建設部長 2月5日の段階では、業者とできるかどうかも含めて協議を進めていくというの、これ条件、県に確認してからの条件つくわけですが、そういう方向性で実施可能かどうかも含めて協議していくということがその時点で決まったわけでございます。

それで、2月15日につきましては、何ていいますか、今後協議に入ると、そういう許可のことも一応クリアできたということで、協議に入るということで決まったというふうに考えておるので、協議の中で今、工期のことも出てくるというようには、今から思えばそういう段階だったというように考えております。

○伊藤委員長 ちょっと答弁がわかりづらかったんですが、2月5日、2月15日の中で、1者では日数が相当かかるという話は出たのか、出なかったのか。

○阿部土木都市建設部長 その段階では業者と今後協議を進めていくと、協議に入るということで、その協議の中で工期も含めて、可能かどうかということも含めて協議するということで、その段階ではそういうことは出ておりません。

○伊藤委員長 よろしいですか。

○土井委員 思いが至らんかったच्छゅう。

○藤本委員 今の工期の件ですけれども、昨年8月19日に維新から事業範囲の変更許可申請書が出たんですね。このときにロータリースクリーンとスケルトンバケットが出とるわけですけれども、これにはそれぞれ1基しか出てないんですよ。ということは、それぞれ1基しか許可を与えていないと思うんですけれども、今聞きますと8基でやるということで設計に無理があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○阿部土木都市建設部長 先ほど8基と申しあげましたのは、一番最初に4工区に分けてやると。それで、これは1者でなくてすべて可能であると、どなたでもできるというような段階で申しあげた状況の中の8基ということでございます。

○藤本委員 本会議では、12月1日までに工事を完了さすということですが、この2基でもって12月1日まで完了できるでしょうか。

〔「11月」と呼ぶ者あり〕

○藤本委員 11月1日。

○阿部土木都市建設部長 先ほど申しあげましたような協議に入るというような中で、工期も含めて可能かどうかということが協議されたというように私は理解しております。その中で、業者のほうからの提案で今、振動スクリーンというようなことで提案があって、

それに基づいてという格好になっております。今、その時点でスケルトン1基、それとロータリースクリーン1基というようなことだけ、その2基で全部進めていくというような協議がなされたかどうかというのが、私にはちょっとわからないところでございます。

○土井委員 今、藤本委員がおっしゃったのは、現にみなし許可ですよ、みなし許可という言葉よう出ますよね。県がみなし許可を与えるのは8月の25日でしたかね、許可出したのは。その許可出したのは、要するにロータリースクリーン1基とスケルトンバケット1基にみなし許可出してるわけですよ。（発言する者あり）いやいや、要するにみなし許可出しちよるのは、8月に許可を受けた、使用すると言うて処分業の許可を受けたときに、何と言うの、維新さんが市に許可を、処分業の許可をとるときに出した書類には、ロータリースクリーン1基とスケルトンバケット1基を使いますという申請をしとるわけです。ですから、2月の10日のみなし許可もスケルトンバケット1基とロータリースクリーン1基についてみなし許可が出たわけであって、だから、それを4台とか8台とか、8台になるかどうかは別ですよ。

それで、それは12月の時点で、僕も12月の時点言いよるわけじゃないわけです。2月15日に、今から交渉に入ろうかというときに、みなし許可をもらってるのはロータリースクリーン1基とスケルトンバケット1基しかないわけですから、それでまず、要するに、今方言う、座席が2つしかない食堂に結婚披露宴の食事を頼むんかというていうようなことなるんですが、だから、2月15日に入る時点ではスケルトンバケット1基とトロンメル1基で仕事をするを前提なんですよ。そして、もし4台とか5台とか6台とか8台とかというなれば、残りの引く2の数字というのは新規に許可とらんやいけんわけよね、みなし許可はないんじゃないから。みなし許可は、この2台についてはしようがないねと言っとるわけであって、そうすると3年、4年かかる話なんですよ、実は。その5万トン処理しようとする。日量33トン、2基で66立米しか処理せんわけですから、約4,000日ぐらいかかるわけ。ちょっと計算したらわかる。とにかく、いずれにしてもそういう話になるんで、そのときに全く疑問は出ませんでしたかというのが、僕は藤本さんの質問の趣旨じゃったというふうに思いますが、それについてはどうなんですか。それもたまげる、（発言する者あり）たまげるほど日にちがかかる話なんで。全く、じゃから、そこには気がいっちょらんかったということですしね、委員さんの。阿部さんだけの話じゃないんよ。阿部さんだけの話じゃない。2月5日にやあやあ話をし、2月15日にやあやあ話をされたときのいきさつ。本当は阿部さんじゃなくて副市長さんに聞かんやいけんけど、はあ終わってしもうたからね。最後に残ちよる人に聞いて、すまんけど。

○阿部土木都市建設部長 確かに今、そのみなし許可がどういうふうなという状況につい

て私も気にして、それがあんまり理解してる立場ではございません。

それで今、その2台を使ってこれだけをやるといようなことでもう交渉を進めていくといような認識は、当時私はその辺は持って、ちょっとそういうところまでは気が及んでおりません。ただ、今後できる、できないという協議も含めてやっていくということをして2月の5日及び15日で決めて、その後、その経緯が最終的にこういうところに来たといところの間について、その件についてはちょっと理解してないもんですから、すみませんけど。

○三原委員 ちょっと今のところで、もう一つ確認ですけど、この積算ですね。積算を、今の分は含まないで積算されたということで理解していいんですか。

〔「今の分というのは」と呼ぶ者あり〕

○三原委員 ごめんなさい。2基しか受けてないと、2基でやるという前提のもとでということなんです。それとさっき部長言われたように、わからんで、私たち、そこまでの認識はなくて、私たちの頭の中の考え方で積算したということですか。

○阿部土木都市建設部長 この積算につきましては、どうですか、振動スクリーンで今、予定価を出しております。

○三原委員 わかりました。じゃ先ほどから出てる、みなし許可が出たものではないと、ということですね。

○阿部土木都市建設部長 予定価の算出根拠ということにつきましては、こちらの振動スクリーンのほうで積算したものから出ているということなんです。

○三原委員 もう一度確認したいんですけど、積算をして、これを随契にするよと、積算をしてほしいと依頼があったときには、今の前提の話はなかったということですね。

○阿部土木都市建設部長 協議の中で、これをやっていく中でこういう振動スクリーンでやるという提案を受けて、これで算定したほうが経費的に安いということから、こちらの予定価の算定につきましてはこちらでやったということでございます。

○三原委員 要するに、もう振動スクリーンでやるという前提で積算されたということで理解していいですね。

○阿部土木都市建設部長 この協議の中で振動スクリーンを考えておるということで、そうすれば、振動スクリーンになれば経費が落ちるということで、それならばすべて振動スクリーンとして積算をするということで一応協議をして、そういう方向でいいということで、こちらの予定価の根拠は振動スクリーンで出したということでございます。

○三原委員 もう一点、これは阿部さんに聞くべきものではないかもしれませんが、その中の一因としてですけど、振動スクリーンで安価にできると、安価っていいですか、スケル

トンという、よりは安くできると。その中で県に許可の申請をしてると、ということですよ。という前提があったはずなんですよ、許可の申請を。であれば、確信があるからそういう計算のほうへいかれたわけですか。許可が得られるという確信があるからということにつながるわけですね。

○阿部土木都市建設部長 積算に当たりましては、業者のほうから提案があって、こちらに積算を、提案があったものですから市のほうではその積算をしてみると。すると、当初よりも安くなったと。それで、今のトロンメルやスケルトンで実施することになるかわかりませんが、予定価の積算については、この振動スクリーンですべてやるという条件のもとに予定価を出すということは、協議の中でお互いに了解しておるということに進めてまいったというように聞いております。

○三原委員 わかりました。業者の提案の中で進められた積算ということですね。

○阿部土木都市建設部長 そうでございます。

○田中健次委員 今の話で大体わかるんですけど、ちょっと確認のためにお聞きしたいんですが、2月5日の、さっきの協議の話ですが、クリーンセンターのほうから一般廃棄物のそういう処分業のスケルトンだとかいうものを持つてる業者がおるといってお話はそのときに出されたけれども、その業者がどれぐらいの処理能力を持つてるのかというふうな、そういう話は出されなかったということですかね。

○阿部土木都市建設部長 処理能力について、その場では協議したといえますか、そういう提案があったということは記憶にございません。

○伊藤委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、ないようですので、以上で阿部土木都市建設部長への質疑は終了いたしました。部長におかれましては長時間ありがとうございました。退席していただいて結構でございます。

〔阿部土木都市建設部長 退室〕

○伊藤委員長 以上で本日の調査についてはすべて終了いたしました。

1点、御提案というか、確認なんですけども、きょう、県のほうの書類の開示というか、の要望がありました。その他、県のほうについて同様に何か資料を求めておかないものがあるか、ちょっと1日、間がありますんで、今からでも間に合うものもあるだろうと思いますので、あれば求めておきたいと思いますし、県の場合は1日でございます。お二人をお呼びしてということでもありますんで、お呼びした方が、ちょっとその方が私ではという、下の者に聞いてみないということもあるかもしれません。そういうこと

を防ぐために、あれでしたら、ここは答えていただきたいというものについては、よければ事前にお伝えして準備しておいてもらうということも必要に応じてはできるかと思いますが、その辺についてはいかがでしょう。

○藤本委員 確認ですけど、田中敏靖委員が言われた一般廃棄物の処理施設の設置許可、山口県が出した許可、これ設置場所がないんですね。これについての見解はもらうように言っているんですが。

○伊藤委員長 いや、まだお聞きしておりません。

○藤本委員 悪臭なんかの問題が出ると思うんですが。

○伊藤委員長 すみません。もう一度言っていただけますか。

○藤本委員 一般廃棄物の処理施設の……

○伊藤委員長 ちょっと待ってください。今、藤本さん聞いてますんで。

○藤本委員 一般廃棄物処理施設設置許可証、県が出しとるんですけども、施設の保管場所はあるんですが、設置場所がないんです。

○伊藤委員長 設置場所が記載がないと。

○藤本委員 ということは、今から夏になると悪臭放つんでしょうけども、許可があるからやっとなんと言われたら。そこらはちゃんと検証は……

○伊藤委員長 ちょっと私、すみません、どの分かわからないんですが。

〔「要はですね」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 ちょっと待ってください。設置場所の欄があるんですかね。あるけど書いてないと。保管場所しか書いてない。このことですね。

〔「箇所というより、要するにね」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 ちょっと、勝手にしゃべらんで、手を挙げてください。

○土井委員 機械に許可が出ちよるのか、場所に許可が出ちよるんかですよ。

○伊藤委員長 わかりました、わかりました。

○土井委員 要するに、機械に許可が出ちよるんじゃったらどこへ持って行こうとオーケー。それじゃったら環境アセスなりミニアセスは何なのかというところに。

○田中健次委員 移動式のものの扱いについてということですね、要するに。

○伊藤委員長 見解をとということですよ、よろしいですかね。

○三原委員 それと、今の許可の部分でどのような書類が必要なのかと、市の一般廃棄物処理業では今いろいろ出てきましたね。やはり、その設置許可にあたっていろいろ項目あると思うんですけど、申請時のですね、それも書類が欲しいんですけど。

○伊藤委員長 これはそのものを一応出してくださいというふうにはしてあります。

一応それ出なかった場合、何が必要なのかと。

〔「もう一点は」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 ちょっと待ってください。発言は挙手して、マイクを持ってということでございます。会議録がちょっとできませんので。まだ、委員会閉じてませんよ。（発言する者あり）いや、だから委員会で決さんにゃいけんこともありますので。

〔「休憩しましょう」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 休憩でいいですか。

じゃ、暫時休憩いたします。

午後 2 時 2 0 分 休憩

午後 2 時 3 6 分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて委員会を再開します。

○伊藤委員長 これをもって委員会を散会いたします。次の委員会は、あさって 2 3 日、午前 1 0 時からでございます。よろしく願いいたします。大変お疲れさまでございました。

午後 2 時 3 6 分 散会

防府市議会委員会条例第 3 0 条第 1 項の規定により署名する。

平成 2 2 年 4 月 2 1 日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央